

定 款

謄 本

一般社団法人 マール村

令和 2年 1月 24日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 法人設立



一般社団法人 マール村 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 マール村と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもたちが未来への希望を持って、どんな境遇でも自分らしく笑顔で暮らせる社会づくり、また、訪れるすべての方が孤立することなく、安心できる憩いの場所、活躍ができる場所づくりを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども食堂、出張子ども食堂運営事業
- (2) レンタルスペースの賃貸及び管理
- (3) 美容及び健康に関するコンサルティング事業
- (4) 就業支援事業
- (5) 障害者支援事業
- (6) 防災啓発活動
- (7) アフタースクール運営事業
- (8) 世界的な子どもの貧困の課題解決に向けた活動
- (9) 食育講座事業
- (10) 出張託児ボランティア事業
- (11) 地域の清掃活動
- (12) 広島県及び近隣県の特産品に係るアンテナショップ運営事業
- (13) 不動産賃貸業



- (14) 飲食店業
- (15) 化粧品、調味料、菓物の製造・小売・卸売
- (16) アクセサリー、雑貨の委託販売・受託販売
- (17) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの作成方法及び活用方法のサポート事業
- (18) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(種別)

第5条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 この法人の会員は次の2種類とする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員となるには、当法人の代表理事に申込み、社員総会の承認を受けなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。



(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、社員総会の決議により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を



作成する。

第 2 条 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第 2 2 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 2 3 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 2 4 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 5 条 この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 2 6 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。



2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の非分配)

第27条 この法人は剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第28条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	大江	かおり
設立時理事	太田	郁恵
設立時理事	室屋	絢子
設立時理事	山下	凌汰
設立時代表理事	大江	かおり
設立時監事	奥窪	佳津子



(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第31条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	広島市中区東白島町10番15-601号
	氏名	大江 かおり
	住所	広島市安芸区矢野東六丁目37番31-2号
	氏名	太田 郁恵
	住所	広島県呉市阿賀中央1丁目21番13号
	氏名	室屋 絢子
	住所	広島県呉市本通7丁目1番9-201号
	氏名	山下 凌汰
	住所	広島市西区庚午中四丁目16番21-403号
	氏名	高村 恵子
	住所	広島市西区高須台三丁目14番12号
	氏名	奥窪 佳津子

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。



以上のとおり、一般社団法人 マール村設立のため、設立時社員が本定款を作成し、
 各社員に記名押印をする。

2022年1月24日

設立時社員 大江 かおり



表印

設立時社員 太田 郁恵



表印

設立時社員 室屋 絢子



表印

設立時社員 山下 凌汰



表印

設立時社員 高村 恵子



表印

設立時社員 奥窪 佳津子



表印



表印
(捺印)



表印
(捺印)



表印
(捺印)



表印
(捺印)



表印
(捺印)



表印
(捺印)

令和2年第5号

認 証

囑託人6名は、本公証人に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が大江かおりである旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

囑託人6名の代理人谷川秀行は、本公証人の面前において、囑託人全員の記名捺印を自認する旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

令和2年1月31日於本公証人役場

広島市中区中町7番41号（三栄ビル9階）

広島法務局所属

公証人 小 原 浩 司

上記は、謄本である。

令和2年1月31日於本公証人役場

広島市中区中町7番41号（三栄ビル9階）

広島法務局所属

公証人

小原浩司

